

添付書類（砂利プラント施設）

番号	添付書類	作成要領
1	事業計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的、位置図、作業方法、砂利の用途及び数量、濁水対策、過積載防止対策、期間、作業工程表、出来形管理、写真管理、緊急連絡先等の事業計画を記載する。 ・ 以下の添付書類と重複する場合は、事業計画書に含めるものとする。
2	砂利プラント施設の位置を示す 5 万分の 1 の地図 (規則第 3 条 2 項 1 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設位置を○印で示し、「申請箇所」と朱書きすること。
3	砂利プラント施設及びその周辺の状況を示した見取図 (規則第 3 条 2 項 2 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ プラント施設に隣接する物件を記載すること。(学校、人家、農地 等) ・ 国道道に至るまでの運搬路を記載し、隣接する物件を上記同様に記載すること。
4	砂利プラント施設に係る土地の実測平面図 (規則第 3 条 2 項 3 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 縮尺は、100 分の 1 から 2,500 分の 1 とすること。 ・ 原石、廃土石及びヘドロの堆積場所、搬出入口を記載すること。 ・ 洗浄は破碎と選別の系統も記入し、それぞれの名称・型式を記載すること。 ・ 濁水処理施設の系統を記入し、それぞれの名称を記載すること。 ・ 取水及び排水箇所、洗浄水の流れを記載すること。 ・ 法 29 条の標識、注意標識、標杭、丁張り、搬出入口の場所を記載すること。
5	砂利プラント施設区域の求積図 (実測平面図に併記可)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面積計算がわかるものとし、余白に計算表等を記載すること。

6	<p>砂利採取法第 3 条の登録を受けていることを示す書面 (規則第 3 条 2 項 5 号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県から交付を受けた最新の登録(変更)通知書の写しを添付すること。
7	<p>砂利プラント施設を管理する事務所の名称及び所在地、当該事務所の業務主任者の氏名、並びに当該業務主任者が当該砂利プラント施設において認可採取計画に従って砂利の洗浄等が行われるよう監督するための計画を記載した書面 (規則第 3 条 2 項 6 号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該砂利プラント施設を管理する事務所の名称、所在地を明記すること。 ・当該事務所の業務主任者氏名を記載すること。 ・業務主任者が監督する事項等を具体的に記載すること。(参考様式 1 の 1)
8	<p>業務主任者が他の採取場での監督等の兼務状況を記載した書面</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時において、現に認可を受けている採取(洗浄を含む)計画の認可期間、進捗状況、監督状況等を記載すること。(参考様式 1 の 2)
9	<p>砂利プラント施設で砂利の洗浄を行うことについて、申請者が権原を有すること、または権限を取得する見込みが十分であることを示す書面 (規則第 3 条 2 項 7 号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の土地において洗浄を行う場合は、当該土地の登記簿謄本とすること(申請前 3 か月以内に取得したもの)。 ・他人の土地において洗浄を行う場合は、土地所有者等と申請者の間の契約書の写しを基本とし、契約条項等を定めない場合は同意書とすること。
10	<p>事業計画に関し、他の行政庁の許可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面、または受ける見込みに関する書面 (規則第 3 条 2 項 8 号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・砂利の洗浄または事業に関し、他の行政庁の許可、認可を受け、または届出を要するときは、一覧表に該当の有無、許可年月日等を記載すること。(参考様式 1 の 3)
11	<p>管轄建設事務所長が必要と認める関係者等の同意書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要により、市町村長、自治会、隣接土地所有者、漁業関係者、利水者、許可工作物施設管理者、搬出路に私道を通行する場合の私道管理者等の同意書を添付すること。

12	土地台帳図または公図写し図	<ul style="list-style-type: none"> ・法務局より取得したものとする（申請前 3 か月以内に取得したもの）。 ・申請区域の形状、河川区域、河川保全区域、官民界を明示すること。 ・申請区域及び隣接地の所有者等を記載すること。
13	写真	申請区域周辺の状況がわかる写真とすること。
14	全体計画の図面及び書面	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して 1 年以上実施する予定があるときは、全体計画の平面図、縦横断図、土地の取得状況等に関する書面を添付すること。
15	河川法の許可申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・河川法第 55 条 1 項の許可を申請する場合は、原則として同時に申請すること。